

■尾張旭市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定方針

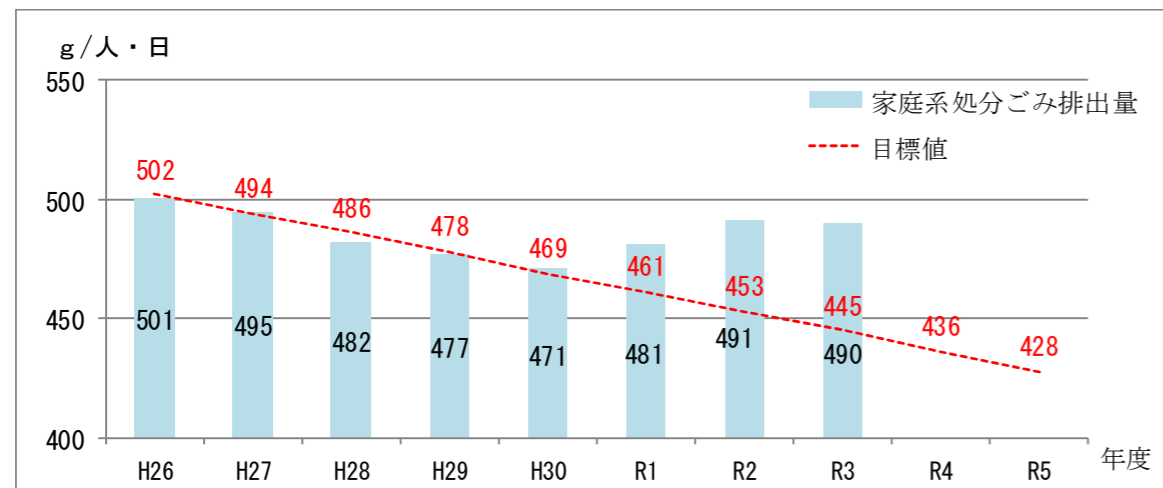
1 策定の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定により、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないこととされています。平成 26 年 3 月に策定した尾張旭市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「計画」という。）では、「発生抑制（リデュース）」と「再使用（リユース）」に重点を置き、ごみの減量と資源化に関する各種取組を進めてきました。

計画前期は順調にごみの減量が図られました。令和元年度から増加に転じました。さらには、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、巣ごもりによる家庭ごみの増加など、変動する社会情勢の影響を受け、令和元年度以降は目標を達成できていない状況です。

こうした社会情勢の変化や国、県の動向を踏まえるとともに、現計画期間が令和 5 年度までであり、今後も更なる取組を推進する必要があることから、次期計画の策定を進めます。

■家庭系処分ごみ 1 人 1 日当たりの排出量（資源ごみを除く）■



2 計画の位置づけ

計画は、尾張旭市総合計画（以下「総合計画」という。）及び尾張旭市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を上位計画とし、環境基本計画の分野別計画として、本市の一般廃棄物の処理に関する基本的な考え方や方向性について定めるとともに、本市における諸施策との調整を図るものとします。

また、国の法律や方針、愛知県の「愛知県廃棄物処理計画」（令和 4 年 2 月策定）を踏まえ、尾張東部衛生組合及び本市とともに組合を構成する瀬戸市、長久手市の一般廃棄物処理基本計画との連携を図りつつ、本市の課題に対するごみ減量施策を盛り込みます。

さらには、食品ロス削減施策の推進に当たり、「食品ロス削減推進計画」を内包する計画とします。

3 計画の対象・範囲

排出事業者処理責任がある産業廃棄物を除く、市が統括的な処理責任を有する一般廃棄物（ごみ）を対象とし、その範囲は本市の区域内から発生するものとします。

4 計画の期間

次期総合計画及び環境基本計画との整合を図るため、令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間の計画期間とします。

なお、中間年度であるおおむね 5 年目（令和 10 年度）に見直しを行います。

5 計画の策定手法

(1) 市民参画

ア 尾張旭市循環型社会推進会議

学識経験者、各種団体の代表者、市内事業者、公募市民からなる構成員により、現計画の進捗確認を行うとともに、計画の素案作成などの検討を進めます。

イ 市民アンケート

ごみの分別や資源化などに関する市民の意識や意向を把握します。

ウ パブリックコメント

計画案を公表し、それに対する意見を募集します。

(2) 廃棄物減量等推進審議会

尾張旭市廃棄物減量等推進審議会条例に基づき、計画の原案等を「尾張旭市廃棄物減量等推進審議会」に諮問し、審議を行います。

6 計画の方向性

(1) 現計画で設定した目標や取組に対する進捗状況を検証し、課題を抽出します。

(2) 国や県の方針を勘案しつつ、新たに施行された「食品ロス削減の推進に関する法律」、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」などの関連法に基づき、「食品ロス削減推進計画」を盛り込むものとし、本市の特性に合わせた方向性を検討します。

(3) 持続可能な開発目標（SDGs）を意識した計画とします。

(4) 廃棄物に関する社会情勢の変化を把握するとともに、市民の意識や意向を踏まえ、本市が積極的に進めるべき取組を検討します。

(5) 今後のごみ排出量の推計をもとに、具体的な数値目標を設定します。

(6) 総合計画及び環境基本計画との整合を図りつつ、尾張東部衛生組合及び組合構成市である瀬戸市、長久手市の一般廃棄物処理基本計画との連携に努めます。

